

若年性認知症の支援策の検討について

若年性認知症とは

65歳未満で発症する認知症

高齢発症の認知症と比較し、有病率が低い。

若年性認知症の人の人数：人口10万人あたり24.5～33.5人¹

認知症高齢者の人数推計：65歳以上人口10万人あたり6,700人²

¹ 平成19年度厚生労働科学研究における茨城県と群馬県の悉皆調査による推計値
(発病時及び調査時ともに65歳未満であった者を集計)

² 高齢者介護研究会「2015年の高齢者介護」より、平成17年についての推計値
(平成14年度「要介護(要支援)認定者における認知症高齢者の数」からの推計)

³ 住民基本台帳による東京都の世帯と人口(平成20年1月現在。東京都総務局)

【参考】東京都における認知症の人の推計値

| | 人口(千人) ³ | 有病率(1・2) | 人数 | 構成比 |
|----------|----------------------|-----------------|---------------------|------------|
| 若年性認知症 | 約 12,433 | 0.0245%～0.0335% | 約3,050人～ 約4,170人 | 1.9%～2.5% |
| 高齢発症の認知症 | (65歳以上人口) 約 2,411 | 6.7% | 約161,500人 | 98.1～97.5% |

本人・家族を取り巻く現状

医療・介護
等では…

- ・診断や要介護認定等に時間がかかり、その間に認知症が進行してしまうことがある。
- ・ノウハウの蓄積がない等により、適切な診療や介護サービス等を受けることが難しい。

家族は…

- ・若年性認知症についての情報が少なく、利用できる制度等について知るのが困難
- ・介護期間が長期にわたる場合があり、家族の負担が大きくなる。
- ・介護保険サービスには時間の制約があり、在宅で介護している家族は就労が困難

経済的にも…

- ・発症や介護により、家計を支える働き手を失ってしまう。
- ・養育の必要な子どもや介護を要する親がいると、経済的な負担はさらに大きい。

そもそも支援制度の対象となっていないために支援が受けられない。
(介護保険における、40歳未満の若年認知症の人など)

対象にはなっているが、今の制度では十分な支援が受けられない。
(40歳以上で、要介護認定を受けているが、受入可能なデイサービスが見つからないなど)

高齢者とは異なる、若年性認知症に特有の課題に配慮した支援策の検討が必要

検討の進め方

東京都認知症対策推進会議

助言・報告

若年性認知症支援部会を設置

【検討項目】

若年性認知症の人・家族が現状では十分な支援が受けられない原因の把握・整理

上記原因を踏まえ、必要な支援策の検討(既存の制度の改善、新たな制度の構築)や関係諸団体への提言

【検討期間】

平成20年度～21年度

【委員構成】

学識経験者・医療関係者・介護事業者・家族会・行政関係者等10名程度

若年性認知症生活実態調査

反映

| スケジュール | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------------|---------------|-------------------------|---------------|-----|-----|-----|----|----|
| 東京都認知症対策推進会議 | 第4回 (8/20) | 認知症 シンポジウム (9/17) | | | | 第5回 | | |
| 若年性認知症 支援部会 | | | 第1回 若年調査結果 | | 第2回 | | | |